

# 令和2年度住民税(町・都民税)申告・ 令和元年分所得税の確定申告について

## 町職員による

### 申告の相談・受付

〔期間〕 2月17日(月)

～3月16日(月)

\*土曜日、日曜日を除く

〔受付時間〕

午前9時～11時

午後1時～4時

〔会場〕

役場会議室(地下1階)

※2月24日(月)・3月

1日(日)は、休日の申

告受けを行います。

### ◎町民税・都民税の

#### 申告が必要な方

○令和2年1月1日現在、町に住所のある方で令和元年中に収入のあった方

○令和2年1月1日現在、町外に住所のある方で、町内に事務所、事業所、家屋敷を有する方  
○給与所得の他に所得の

あった方

○所得がなかった方、ご自分の扶養にもなっていない方、町外に住まわれている方の扶養親族となっていない方

\*昨年に町・都民税の申告をしていただいた方などに、申告書を郵送していただきます。また、申告書は住民課、古里出張所および申告会場に用意してあります。

### ◎町民税・都民税の

#### 申告が免除される方

○給与以外に所得がない方または公的年金等以外に所得がない方で、提出義務者から町へ給与支払報告書または公的年金支払報告書が提出されている方は申告義務が免除されます

○令和元年分所得税の確定申告書を提出する方  
◎町民税・都民税申告書

への個人番号(マイナンバー)の記載について  
社会保障・税番号制度(マイナンバー・個人番号)の導入により町民税・都民税申告書に個人番号の記載が必要となりました。また、個人番号を記載した申告書を提出する場合は、番号確認および本人確認をすることとなっておりますのでご協力をお願いします。

### ◎町では、申告期間中、 給与所得者・年金所得者の 確定申告書の作成および 收受を行います

ただし、つぎのような場合は、相談・受け付けができません。  
○土地や建物、株式などの譲渡所得や山林所得がある方(申告書などを作成済みで提出のみの場合は受け付けます)

○事業所得(営業など・農業)または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記

入が済んでいない方  
○住宅借入金等特別控除を初めて申告する方  
○過年分の確定申告

## 申告の際に 持参するもの

① 申告書と印鑑

② マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類(運転免許証など)の写し

\*代理の方が申告する場合は委任状および委任された方の本人確認書類  
③ 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書、公的年金等源泉徴収票など、収入の明らかに資資料  
④ 控除を受けるための証明書  
・国民年金等控除証明書  
・生命保険料や地震保険料の控除証明書  
・障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など

・医療費控除を受ける方は、病院、薬局の領収書と「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院、薬局の領収書を集計したもの)  
・前年に所得税確定申告書を提出されている方は、その申告書本人控

### 申告は

3月16日(月)までに

3月16日(月)までに申告がない場合、令和2年度の課税決定が遅れたり、必要なときに課税証明書または非課税証明書が発行できませんのでご注意ください。

※問い合わせは、住民課  
☎ 83・2190

カット